

旭川市における町内会等への加入促進に関する協定

旭川市市民委員会連絡協議会（以下「甲」という。）、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部（以下「乙」という。）及び旭川市（以下「丙」という。）は、旭川市内における町内会等への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内における町内会等の加入率向上を目指して、甲、乙及び丙が相互に連携協力し、地域コミュニティの根幹である町内会等への加入を促進することにより、地域主体のまちづくりに寄与することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 甲及び丙は、町内会等加入促進に関するチラシ等を作成し、これらを乙に配布し町内会加入促進に係る必要な情報を提供する。
- (2) 乙は、在籍する会員を協力事業者とし、住宅の販売契約及びアパート・マンション等の賃貸契約（新規及び継続）の仲介等を行う場合において、当該住宅の入居世帯に対し、町内会等への加入に必要な情報提供を行うとともに、甲及び丙が作成した町内会等加入促進に関するチラシ等の配布を行い、町内会活動の周知に努める。
- (3) 丙は、甲、乙に対し、本協定に基づく町内会等への加入促進に関し、必要な支援を行うものとする。

（有効期間及び更新）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間更新されるものとし、以後も同様とするものとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月27日

甲 旭川市6条通9丁目
旭川市市民委員会連絡協議会

会 長 井 上 静 幸

乙 旭川市7条通20丁目
公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部

支 部 長 熊 野 博 幸

丙 旭川市6条通9丁目
旭川市

旭川市長 西 川 将 人